

## 山城幡枝發見の瓦窯址

——延喜式に見えたる栗栖野瓦屋——

木村捷三郎

はし がき

近頃上賀茂村深泥池附近山中から、白鳳頃の瓦窯址と思はれるものが發見されたので、或はこの近傍にでもその寺址がありはしないかといふ考から六月二十九日探索に出かけた。深泥池の北方から坂を越して東幡枝ハタエダの開濶地に出た時路上から布目瓦の破片數個を得たので、これを頼りに逆に元の道を坂の上まで引返して來ると近年道路擴張の爲に出來た切下面に一瓦窯を發見したのである。これに力を得た私はかねてから幡枝は良質の粘土を産し又その北方木野は今尙ほ土器カセラクの製産地であることを聞いてゐたので、七月二十四日再び幡枝

の村落に入つたところその或個所から多數の布目瓦の露出して居るのを認め、續いて城山アヤと稱する小丘に瓦窯址を發見し、越えて八月八日その西方地續きなる人家の附近を探索中、釉藥を施した唐草瓦の一小片を得たがそれが圖らずも平安大内裏址出土の碧瓦と同文であつたので附近一帯を精査すると、人家中の小溝小川等の底から優麗な唐草文の碧瓦その他數種の古瓦を採集することが出來た。これ表記瓦窯址發見の經路である。その後専ら記録、文獻の調査、古瓦の比較研究などに依つて是等窯址は木工寮式記載の栗栖野瓦屋なることの確證を得るに至つたから、こゝにその遺蹟・遺

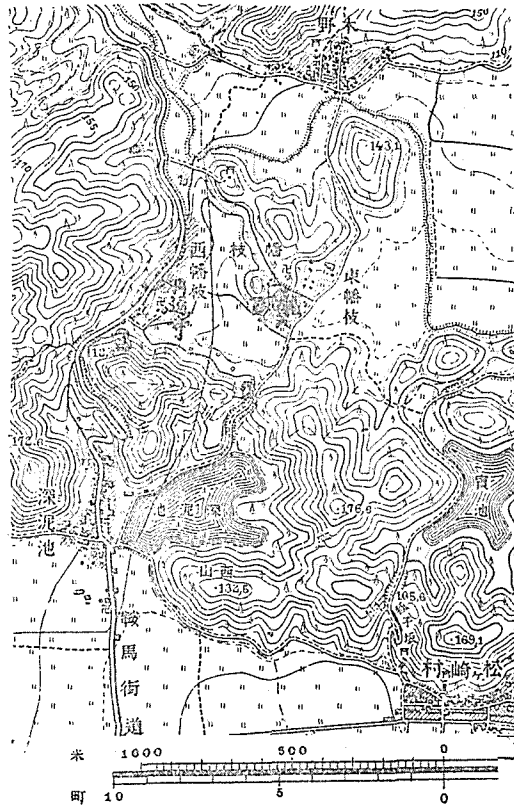
物等の概略を記して諸賢の是正を待つものである

一 遺 蹟

一、福枝窯址

本遺跡はすべて山城愛宕郡岩倉村大字幡枝ハタエダに屬

この地は全體の中核をなすもので他は從屬的存在とも見ることが出来る。



- 1.....福 枝 窯 址 (A. B.)
- 2.....南 庄 田 窯 址
- 3.....西 幡 枝 窯 址

し、廣汎な範圍に亙つてゐるのでその分布上、福枝・南庄田・西幡枝に三分し、右のうち福枝は便宜上更に東西に分ちこれに夫々A Bの名を附ける

と覺しいものを見る。特に圖中々印を施した個所には一間餘の崖に高さ四五尺許りの窯が露出して

範圍は幡枝小字福枝のうち通稱城山デヤマと呼ぶ邊りで圖中A Bがこれに當り、同村古村政五郎氏の所有地である

A窯址は城山のうち丘の部分に當り、その南面から西面にかけて數段の段階をなし、高所は松檜等の喬木、低平地は灌木小篠雜草等よく繁茂して居り、附近到る

居り、五寸位の厚さの外廓が圓弧狀をなして存在する他、その下層からは多くの平瓦が一例に敷き並べられて焼成當時の状態を保ち乍ら相重つてゐるのが見られる。窯の外廓と重ねられた平瓦の間の填充物には、スサ入り粘土を使用した形跡があり、火力を受けて藁を焼失し粘土は青黒色或は赤黄色に變じて居る。古瓦の「一〇」は此處から出土したのである。×から四間餘り北方に直径一尺二三寸の圓形の穴が開いて居り、竹を入れて探つて見ると深さは五尺餘もあり幅は途中から横に擴がつてゐるらしく、又穴の周圍は瓦片と粘土との混合物で固められてゐる點などから考へて、窯の煙

出の部分ではあるまいかと思ふ。穴から東南三間の處には小高い個所があり此處を掘ると數尺の間瓦ばかりで、時には殆んど完形を保つた平瓦や丸瓦が出たりするので多分瓦捨場であらうと考へられる。此の中から古瓦「四」及び「六」が出土した。

又この西方十五間ばかりの處の崖にも瓦窯が露出して居り、その山土と堺するところは石を以て築き、内部は粘土で固められ火力の爲に變色してゐる。この中からは平安朝後期の瓦が黒味が、つた焼土と共に多く出土する。

B 窯址はAの地續きであるが便宜上こゝに別出して、人家のある附近を特にかく呼ぶことゝするこゝで窯址といつたが今その跡を認めることは出來ない。しかしこの邊から頗る多くの布目瓦と共に文様あるもの、碧瓦などを出すこと、及び田圃の字名に瓦窯カハラガヤと呼ぶ所があることなどに依つて瓦窯の存在を認めたのである。古瓦出土の状態は粘土層から成る自然地層と上部の移動された土との接觸部から其處此處に密集して出る。出土品には大内裏址發見のものと同文様のものが特に多い。

## 二、南庄田窯址

本窯址は上賀茂村深泥池から東幡枝に越える峠

の頂上道路の西方山中にあり數年前道路改修の爲に瓦窯はその大部分を失つたらしく今露出してゐる。嘗つて少しばかり試掘した折に數個の唐草瓦・疏瓦を得たが、そのうち或物はAから出るものと同文であることから考へて本瓦窯址は福枝の分窯のあつた所と認められる(遺物の項參照)。窯は上壁を殆んど地表に接し、外廓はスサ入粘土で形成されて約三寸の厚さがあり、その内側又は外側に平瓦の張り付けられた處も見られる。瓦片は附近一帶相當離れた處からも出るが、文様あるものゝ多くは窯内から焼土と共に出土する。又窯の底と見られる部分には平たい自然石の並べられた處がある。窯の高さは今のところでは二三尺であるが、もとは相當高かつたのが内部の空虚の爲に上壁が落下したのでもあらうか。

### 三、西幡枝古瓦出土地

この地は本稿執筆中に發見したもので、西幡枝

圓通寺南向ひの山麓にあり、小山脈は東方に續き南庄田附近で道路に切斷される。この間四町餘あり二三個所から布目瓦を發見したが最も密な場所は圓通寺南方の雜木林で、最近その一部を拓いて竹林となつてゐるが、この附近は土器片、布目瓦片共に多い。様式は何れも平安朝後期に屬する。この地も亦段丘から成つて居り、古瓦の出土状態及び上賀茂神社出土の唐草瓦と同文のものを出す(福枝からも上賀茂神社と同一のものを出す)ことなどから考へても窯址と推定されるのである。又この地と北に相對してゐる圓通寺東方の小川の中からも多くの布目瓦を出し、文様あるものも二三採集した。この邊にも瓦窯があつたのではないかと想像される。

次に三窯間の關係であるが、これ等はその間に田圃を挟んで指顧の間に鼎立の状をなして居り、そのうち福枝のみは平野の中に獨立し、これと南

に相對して南庄田があり、西幡枝は同一山脈に沿うて西方四町餘の處に位置してゐる。更にこの兩瓦窯址間の雜木林の處々、圓通寺東方一町許りの地からも古瓦が出土してゐるのであるから。すべての古瓦發見地を結び付けて見ると恰も袋の状をなして田圃を取巻くのである。今これ等の地から共通點を求めて見ると

一、附近には人工的の段丘が存在すること

二、附近から良質の粘土を産すること

三、平安朝後期の古瓦を發見すること

四、古瓦は主に密集して出ること

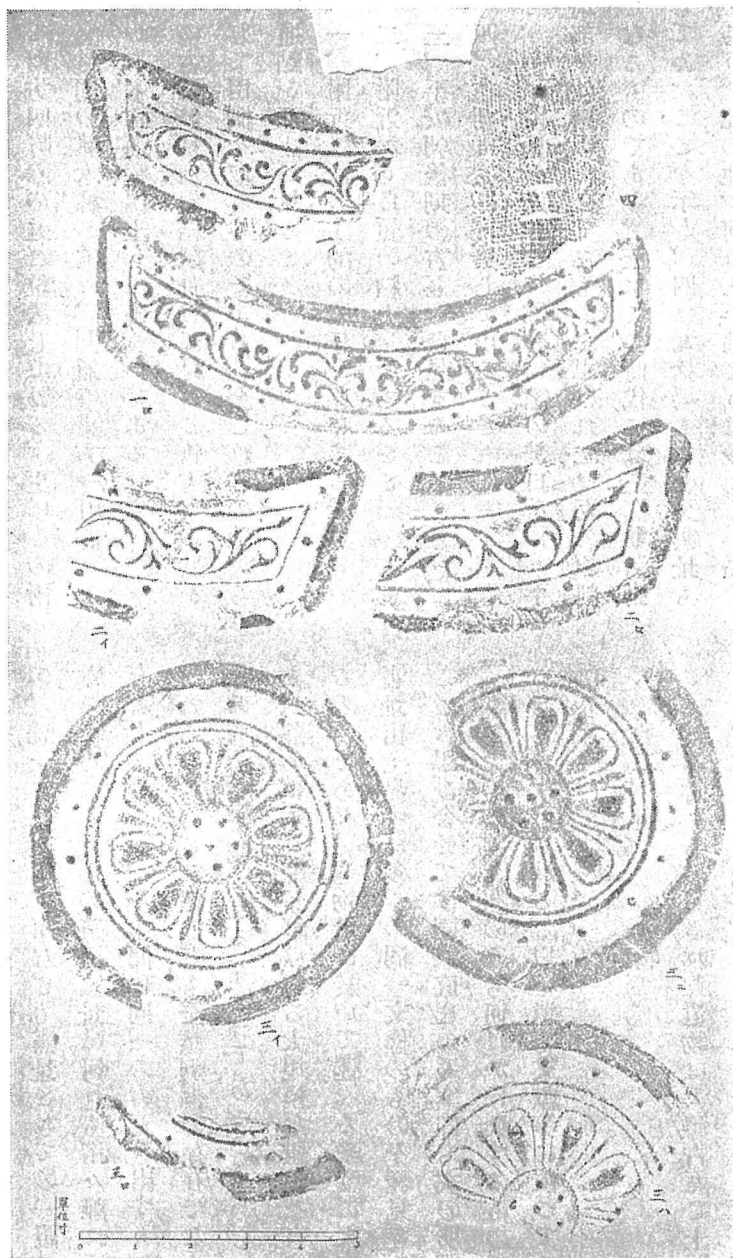
で、一は段丘の崖をなす部分に窯の焚口を作り平坦部を仕事場に充てたものと思はれ二は瓦の原料となるものであり、三はこの時代には三窯共活動してゐたことを示し、四は瓦捨場もあり又窯址もあらう。此の他、何れも平地よりは少しく小高い處にあること、附近に小流のあることなども共通

點と言へば言はれる。又スサ入り粘土の焼けたもの、焼土などを出す事なども窯址としての一證となるであらう。この三瓦窯址は何れも稍々離れて存在してゐるが、その間に同一の古瓦を出すものゝあることなどに徴しても全然別個の存在でなく一の有力な統制に依る瓦窯群であると考へられる。然らば本瓦窯址群は頗る大規模な組織を有するものであり、遺物篇に於いて述べるやうに大内裏址出土品中に多くの同一文様のものを發見することゝ思ひ合せて、國家直屬の瓦窯即ち式の所謂「小野栗栖野兩瓦屋」のうち何れかに屬するものであらうと推定される。以下遺物文獻等に依つてこれを考察して見やう

## 二 遺物

前述遺跡から發見された遺物は全體古瓦と土器とで、古瓦には疏瓦・唐草瓦・鷗尾・鬼瓦・敷瓦の五種であるが、そのうち鷗尾と鬼瓦とはほんの小斷

第一圖



片で到底全豹を推すことは不可能であるからこゝには擧げない。敷瓦は無文のもので完形品ではなく厚さ一寸二分から八分位まで幅と長さとは不明である。以下疏瓦・唐草瓦について少しく説明を加へて見やう。

第一圖——大内裏關係のものゝみを選んだ。

一イ唐草文碧瓦——B出土

文様は奈良朝式であるがすつかり優麗になり切つてゐる。特に中心飾りのあたりがさうだ。全體としてもよく整つた厭味のない優品である。

一口もこれと同文の完形品で京都大内裏址から発見されたもの(京都杉浦丘園氏藏)である。他に同址から出土したもので碧釉を施されてゐないものゝ破片を見たことがあるが、これで見ると同一の型を用ゐて作られたものゝ中にも碧瓦もあり又さうでないのもあつたらしい(三三參照)。

二イ唐草文碧瓦——B出土

大内裏址から発見される碧瓦の多くはこの式の文様をもつてゐる。一に比して雄健の氣風があり、この種文様中でも特に優れたものである。

二口は大内裏址出土の碧瓦で京都西村氏の藏品である。

三イ蓮花文疏瓦——B出土

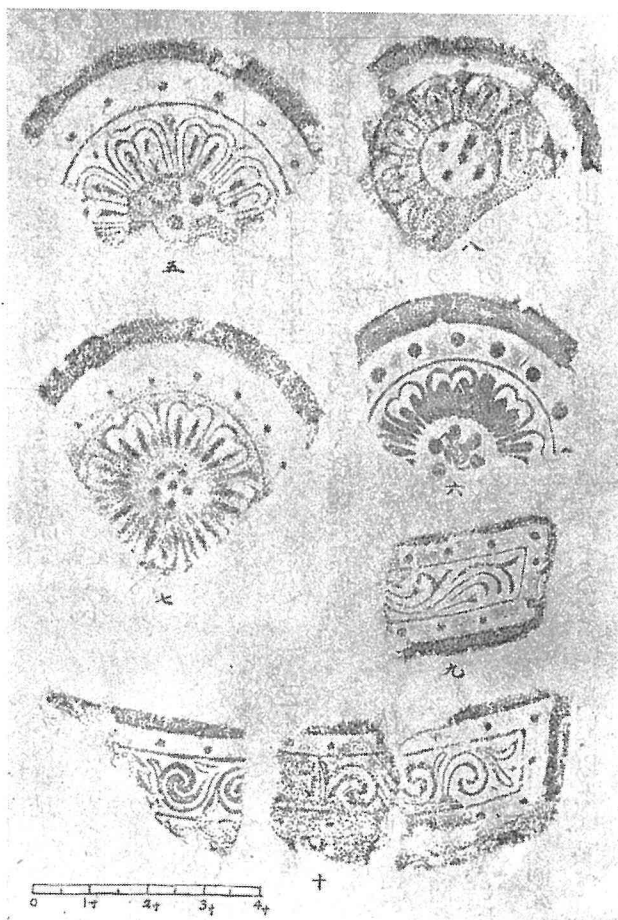
これには碧釉のあとを見ないが、同地から発見した。三口は極めて小破片であるが碧瓦であり、その特徴から同文と認められる。三ハは京都大谷大學所藏品で大内裏址発見の碧瓦、三ニは平等院出土の同文の疏瓦で碧釉は施されてゐない。以上はすべて同一の型による同文品である。文様としては少しく繊弱であるが直徑六寸六分もある實に堂々たるもので碧瓦として使用された時の光景は想像するに足るものがある。この附近から出るものではこの種のもの最も多數

を占めてゐる。

#### 四 文字入平瓦——A出土

平瓦の内面に「木工」の印を捺したものである。

木工は言ふ迄もなく本工寮を指すもので瓦屋はその被管に屬してゐたのである。この瓦の出土したことによつて本瓦窯が木工寮と深い關係のあることを立證せられるであらう。これと書



第二圖

#### 五 蓮花文疏瓦

この窯址から發見された疏瓦のうちで最も優れたものゝ一で勿論平安朝前期である。中央部は隆起甚だしく中房は廣大、大粒の珠文九

の銘ある平瓦が法性寺址からも出土してゐる。（京都府史蹟勝地調査報告第九冊）



顆を容れ、花瓣は二重の界線をもつことがその特徴である。こゝには挙げないが東寺出土の碧瓦にこれと殆んど同文様のものがあつた。

#### 六 蓮花文疏瓦——A出土

四と共に出土したもので、子房と花瓣との間に界線がなく、八葉の花弁は二葉毎に太い一線で區分されて居り、子房部の粒子は七個で中央のものが特に大きい。瓣の部分は製作の際何かで壓へられた爲か潰された跡がある。

#### 七 蓮花文疏瓦——B出土

文様は「六」と略々同様であるが一般に繊細である。特に子房部の種子が六顆で小さく中心に集つてゐる爲一寸間の抜けた感を與へる。横断面は「六」は平面であるが、これは子房部と花瓣部とで二つの隆起をなしてゐる。

#### 八 蓮花文疏瓦——B出土

花瓣を陰文で現はしその輪廓に平行して瓣上に

二重の線を施し中央に棒状の線を容れてゐる。今年五月頃大内裏址から採集したものにこれと同文のものがある。

#### 九 唐草瓦——A出土

平安朝中期以後に多く用ゐられる文様で、線に肥瘠が少く活動性に乏しいが軟かな感を與へる。法性寺址から出土したものでこれとよく似たものがある。

#### 一〇 唐草瓦——A出土

三片からなつて居り右側の二片は合して一片となるもの、左の一片は別のものであるが同文だから舉げて置いた。文様は二重線から成る唐草である。かゝる様式の物で中心に「粟」の字の左書になつたのが大内裏址から出土してゐる。第三圖はすべて薄手小形のものばかりである。

#### 一一 唐草瓦——南庄田出土

長短二本の草の枝を兩端から組合せた文様で線

は頗るまづいが餘り例を見ないものである。  
一一〇は二片共Aから出土したものでいと同文  
である。

したものの、一二ハは法勝寺址から發見されたも  
のである。實例は單に一片ではあるが法勝寺の

一二イ海草文唐

草瓦——南庄

田出土

海草様の文様

であるので假

りに斯く名づ

けた。一一か

ら見ると頗る

優美に見える

が平安朝後期

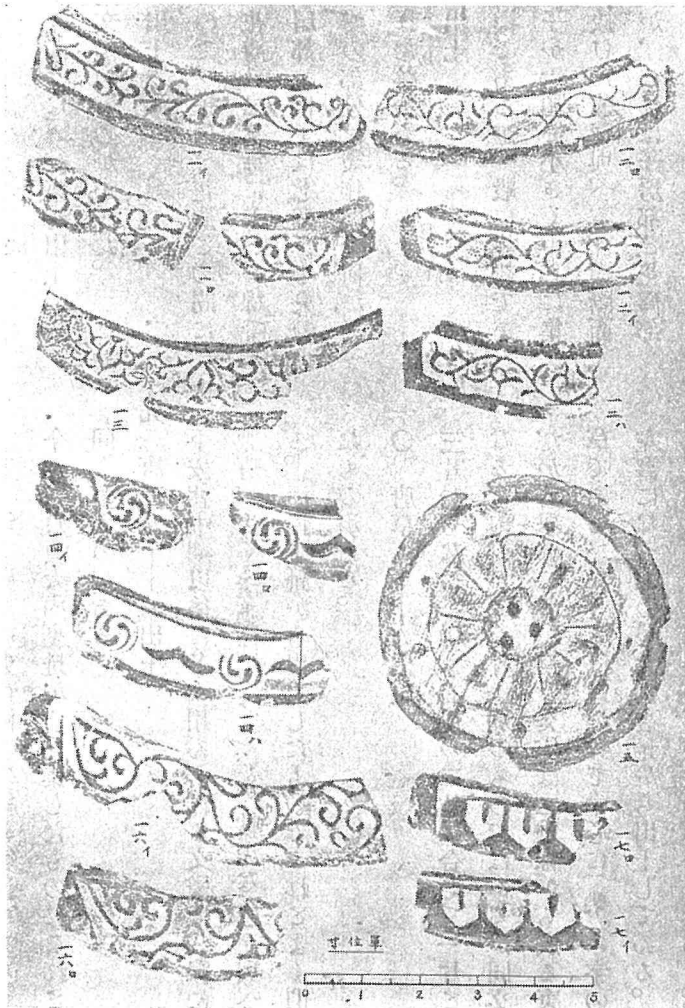
の製作である

ことは争はれ

ない。一一〇

はAから出土

圖 三 第



造營に當つてこの瓦窯が活動したことを意味するものであらう。

一一、一二に記したやうに南庄田と福枝Aとの二窯から同文のものが出てゐる。この事實は兩者間の連絡を示すもので、福枝からは平安朝前期以後を、南庄田からは後期の瓦のみを出すことを考へ合すと後者は前者の分窯とすべきであらう。

一三 花菱文唐草瓦——南庄田出土

花菱様のもと唐草とを交互に配したもので意匠が一寸面白い。文様も相當優美である。

一四 雁巴文唐草瓦——上賀茂神社出土

雁と巴とを交互に組合したもので古瓦には稀に見る文様である。一四口は法性寺址出土、一四イはAから採集したもの。共に小破片であるが共通点が多いのでまづ同一のものと見て差支なからう。

一五 蓮花文疏瓦——南庄田出土

餘り感心した文様ではないが完形を保つてゐるので掲げた。これは窯の中央部から瓦當面を上直立して出土した。

一六 イ唐草瓦——A出土

この瓦は一種特異な蔓草文を畫いて居り、中央部には果實様のもを有するなど中々面白い。

一六口は平等院出土のもので同一の文様である。

尙ほこの他に太秦廣隆寺出土品中にこれと同文のものがある。(京都府史蹟調査報告第一冊)

一七 イ劍頭文唐草瓦——西幡枝出土

文様としては取り立て、言ふ程のものではなくこの時代に多く見る種類である。一七口は上賀茂神社からの出土品である。一四に述べた上賀茂神社と福枝窯址との關係と比較して見ると間接的ではあるが西幡枝と福枝との聯絡を見られやう。

## 土器

土器も山中各所に出土してゐるが特にBからは多數發見される。すべて素燒のもので主として杯ツキが多く、大形の壺、盃等の破片がこれに次ぐ、但し何れも斷片で全形を知り難いのは遺憾である。Aから採集した杯の底に灰綠色の吹出釉の附着したのもあつた。時代は略々古瓦と同様で平安朝中期以後のものが殊に多い様に思はれる。これ等も多分この瓦窯で焼いたものであらう。

本窯址から採集した古瓦はこれに擧げた他に三十餘種あるがこゝには省略する。いづれ他地出土品中同文のものを見た場合は續稿として發表するつもりである。

尙古瓦について一言述べたいことは碧瓦の燒損品と見られるものゝ存在することである。既にはしがきに擧げた釉藥の施された唐草瓦の小片とい

ふのもその一つで、文様は「二」に述べたのと同様である。この瓦片を見ると他の瓦に比して質極めて堅緻で石質化してゐる。採集當時文様面に砂が硬着してゐたがこれを除いたところ釉藥の跡が認められた。釉は稍、青味を帯びた褐色の部分と淡紅色に近い部分がある。尙この附近から採集したものゝうち全面が淡紅色となりかさゝゝになつたものや、節色に變じて三片の布目瓦が融着したものなどがあつた。これ等の事實は或は碧瓦と燒成溫度との關係を表示してゐるのではあるまいか。

以上遺物について大體の説明を終つたが次に各瓦窯間の先後について前掲古瓦の時代を基礎に説を立て、見るならば、最初（少くとも平安朝中期以前）にB附近に瓦窯が築かれたが早くその中心はAに移り、平安朝後期に至り瓦の需要の増加するに従つて南庄田、西幡枝等にも分窯を設けて盛んにそれに應じたものであらう。尙瓦窯の使用され

た期間は今迄の出土品から見て大體平安朝前期（貞觀頃？）から平安朝末に至る間であらう。この事は（今この瓦窯を官窯と見る時）「工藝志料」に「後堀河天皇以後修理職木工寮大いに衰ふ」とあるのと相通するものあるを覺えるのである。

### 三文 獻

前述の遺蹟、遺物の二篇によつて見るのに、本窯は立派な瓦窯址で、しかもそこには官窯と推定すべき多分の理由がある。抑々大内裏所用の瓦窯は木工寮に隸屬し小野栗栖野の兩瓦屋があり、何れも愛宕郡中に存在するのである。そのうち小野窯址については既に梅原末治氏は京都府史蹟調査報告第二冊第三冊に修學院村字高野オカイラの森を以てこれに宛てゝ居られるが、栗栖野の窯址に至つては全く不明の事實に屬するのである。自分は碧瓦を得た當初からこの窯址の地理的環境と遺物の比較研究とによつて、私かに栗栖野の瓦窯址

ではあるまいかとの疑を懷き、進んで栗栖野郷の所屬に關する文獻上の資料に依つてこの問題の解決を試み、中古賀茂御祖社の神領であつた關係を辿り、専らその方面の調査に努めたのである。賀茂兩神社は平安奠都以降歷朝の崇敬淺からず、後一條天皇の御代には愛宕郡八郷の地を以て兩社に寄進されるに至つた。即ち寛仁二年十一月廿五日の太政官符によれば

應以山城國愛宕郡捌箇郷奉寄賀茂太神宮事

四至 東限延曆寺西至 南限皇城北大路同末

御祖社肆箇郷

蓼倉郷 栗栖野郷 栗田郷 出雲郷

別雷社肆箇郷

賀茂郷 小野郷 錦部郷 大野郷（以下略）

とあり、そのうち「諸郷所在神寺所領及齋王月料、勅旨深泥、埴川、氷室、係丁陵戸等田並左近衛府馬場、修理職瓦屋其守丁役人等」は特に除地とさ

れたことが見えてゐる。然しこの官符によると粟野郷等に屬する村邑部落については甚だ不明瞭の感があるが、次に文永十年六月三日御祖社の註進文書を見ると

註進社頭犬防禦垣註文事

神宮寺築垣

西面自是至于門十一丈三尺内

松崎一丈三尺

久世二丈

慥原二丈

石藏二丈

猪熊二丈

粟田二丈

北面自西十七丈内

長州二丈

都宇二丈

富田二丈

福枝一丈六尺

河村一丈八尺

上村一丈六尺

石河二丈

下村二丈

厚狭二丈

右註進如件

文永十年六月三日

とあつて、下賀茂神宮寺の築垣修繕の際にその神領地に對しての割當を記載したものである。今その地名中から愛宕郡内にあるものを引き出して見

ると

松崎 石藏 粟田 福枝 上村 下村

の六ヶ村が擧げられるが、松崎、石藏は夫々今の松ヶ崎村、岩倉村を指すもの、又粟田は粟田郷中に屬してゐたであらう。福枝は現在では幡枝のうち一小字として存して居り(村人の説によると元來廣く福枝と呼んでゐたが後世B窯址附近に數軒の民家が移住し、この地から幡枝の名が起つたのである。それが反つて今の福枝の方が幡枝の小字名となつて僅かにその名残を止めてゐるのだと言ふ)上村、下村は何れも岩倉村の一字名である。これ等の村々は當然前掲の御祖社四郷のうちに含まるべきものと考へられるが、貞和四年八月六日所廻狀なるものにもこれ等の名を存することに依つて、上の事實は一層明瞭さを加へるのである。次に永和三年九月の註進文書がある。その全文を擧げると

寛仁奉寄捌箇郷内

御祖社肆箇郷

蓼倉郷 祝一圓管領之

栗野郷内 福枝郷 松崎郷 岩倉郷 上村郷 下村郷

上栗田、下栗田郷

出雲郷 一條以北至大明神御敷地皆當郷内也、此外號

預所職致小田畠知行二季彼岸役色々社役等勤仕之祐成

祐政二代相續知行之

右註進如件

永和三年九月日

とあり、先の六ヶ村の所屬も明瞭となり、福枝が他の村邑と共に栗栖野郷に屬することを知り得るのである(栗栖野は又栗野とも書くが共に「くるすの」と讀む)(和名鈔)。

最後に福枝、幡枝の關係についてあるが、天正頃の文書を見ると「ふくえたはたえた」と續け用ゐられたところがあり、これと今日の福枝幡枝の關係及び村人の言傳などに徴して幡枝は古の福枝

山城幡枝發見の瓦窯址 (木村)

と殆んど同義に用ゐられてゐることは疑を容れぬ(但、幡枝の名が後世に出來たものとするには異論がある)。

この事實から考察して見ると、古の栗栖野郷なるものは、山城名勝誌以下多くの地誌によつて傳へられてゐる程狭小なものではなく、少くとも岩倉村、松崎村の大部分をも包含した廣汎な地域に互つてゐたことを證明するのである。然らば今この舊郷内から發見された瓦窯址が出土遺物の上からも推論されたやうに木工寮式の規定に

凡自小野栗栖野兩瓦屋云々

と記載された栗栖野瓦屋の遺跡に當ることは何人も承認されるところであらう。

因に平安大内裏址出土の古瓦中文様面に往々「栗」字あるものを見るが、これについて高橋健自氏は考古學雜誌第五卷第十二號「古瓦に現はれたる文字」中に(栗は)「栗栖」「栗原」等の氏の略かとも想へざ大内裏の料としては適切ならず。後考を期せむ。

と述べられてゐるが、同じく大内裏址から「小乃」の銘ある疏

第十五卷 第四號 六〇九

瓦、唐草瓦を出すことに徴しても「栗」は栗栖野瓦屋の略號なることは明かである。今回發見の瓦窯址からは未だ出土してゐないが將來此の地から出土するであらうことも豫想される。

#### 四 結 語

由來京都は一千年の皇城の地として、將た古社寺の都として全國に冠たる所であり、その出土古瓦の襲藏家も亦少くはない。それにも拘らずその學界に發表されたものは極めて少く、殊にこれが製作に當つた瓦窯の報告に至つては僅かに「京都府史蹟調査報告」に記載された二三例に過ぎないのである。然るに全く偶然の機會からとは言へ今回の發見によつてこれに一例を加へることを得、しかもそれが官窯であり、碧瓦の所産地であり、尙大内裏其の他當時の諸社寺とも淺からぬ關係のあることを明らかにし得たことを悦ぶものである。

終りに、少し重複の嫌はあるが今まで述べたことを要約して示すと『山城愛宕郡岩倉村宇幡枝發

見の瓦窯遺跡がその規模の廣大なこと、發見古瓦中大内裏址出土品と一致するものゝ多いこと等から官窯なるべきを推定し、更に文獻の調査に依つてこれが「式」記載の栗栖野瓦屋なることを確證し尙又當時の大寺その他とも關係のあつたこと」を述べた。然しこの瓦窯がもつ今一つの重要な意義は碧瓦の製作場であつたといふ事實である。

碧瓦は一名瑠璃瓦とも呼ばれ凡そ京都の瓦を説く者の必ず關心するところであるが、その使用は平安京朝堂院、豐樂院等に初まり、以後大伽藍にも間々用ひられたことはあるも、京都以外の地にもその例を見ないのである。必ずしも本瓦窯のみの所産とは言はぬが左に碧瓦出土地の確實なものを舉げて参考に資しやう。

- 一、大内裏址
- 二、東 寺(同寺藏)
- 三、西 寺(同寺藏)
- 四、仁和寺(同寺藏)
- 五、法成寺址(京都博物館藏)



## 六、六勝寺址(家藏)

七、河原町萬屋町(京都府史蹟調査報告第八冊)等で大内裏址、萬屋町を除いてはいづれも有數の大伽藍であることは、本瓦窯址出土古瓦と同文のものを出す古社寺(廣隆寺、平等院、法性寺、法勝寺、上賀茂神社)等が國家的に著名なものばかりであるのと全くその軌を一にしてゐるものである。

法性寺址出土品中に碧瓦があることであるが未だ見ない。又好古小録(藤井貞幹著)に平城宮址その他からも碧瓦の出る由を記してゐるが、奈良地方の古瓦研究家に聞いても未だ見ないとの話であつた。

碧瓦は實に古の平安京を彩るものゝ一つで、その昔、大極殿その他の宏壯な大建築物に屋瓦として使用された時、丹朱の柱梁、純白の側壁に相映じて陽に輝いた壯麗な有様は今思ふさへ轉た懐古の情に堪へないものがある。

本報告は單に「式」栗栖野の瓦屋遺跡の存在を明

らかにするに止まり、個々の事實に關しては不備の點少からず、殊に見聞の狹小と報告作成の不馴の爲、推論の誤謬、字句の誤用等も頗る多いことと思ふ。幸に諸賢の叱正を得てこの小篇が少しでも完全に近いものとなれば望外の嬉びである。

尙この報告作成に當つて栗野秀穂先生の御指導を受けたることの多きを記してこゝに深謝の意を表する。(昭和五・八・廿五稿)

## 附 記

一、本稿完了後數日八月廿九日、今一つ栗栖野瓦屋の遺跡と考へられるものを發見したから附け加へたい。地は愛宕郡大宮村大字西賀茂小字鎮守庵で大將軍社の西方にあり、その段階狀地には瓦窯址を散見する。今大根畑となつてゐるが神社のすぐ西方には嘗つて高さ數尺正方形の土壇様のものが存在してゐたとの事であり、現在の地表下三尺餘の處から鬼瓦、敷瓦、唐草瓦、疏瓦などを出

したさうである。この附近一帯に今も布目瓦片散亂し殊に大根島の西側に沿ふ道路の土手からは焼土と共に平瓦が相重つて存してゐるのが見られ、窯の外廓も露出してゐる。

遺物として自分の手に收め得たものは、鬼瓦斷片、敷瓦斷片、疏瓦、唐草瓦で、附近の神光院にも疏瓦、鴟尾斷片を所藏してゐる。時代は平安朝中期以前と見るべきものが多數を占め、降つて鎌倉時代初期と考へられる巴文疏瓦も一枚あつた。

唐草瓦中には遺物篇古瓦「一」に一致するもので碧料の施されてゐないものゝ數片を得た。（大内裏址出土品にこの種の古瓦に碧料の施してないものゝあつたことは既に記した通りである）

この地は既に多くの地誌に栗栖野郷の故地として説かれてゐる所であり、附近には栗栖野、三栗栖の地名も残つて居ることであるから此處から大内裏址出土古瓦と同文のものを出す瓦窯址の發見

されたことも決して偶然ではなからう。

どころで一體この遺跡と幡枝との關係如何といふことになるが、今のところ此處も栗栖野瓦屋の遺跡であると推定する他はない。何となれば

式の規定に見えたる瓦屋は「小野」栗栖野の二

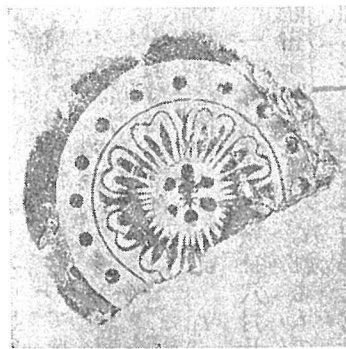


圖 四 第

所であるが、鎮

守庵遺跡を以て

「栗栖野」瓦屋と

するも、文獻上

から見て幡枝が

小野郷に入るべ

き證據は一も見

えず反つて栗栖

野郷内にあることを明かにして居り、西賀茂が小

野郷に含まれるべき資料も亦見當らない。故に兎

に角共に栗栖野瓦屋遺跡と見るべきであらう。

西賀茂の遺跡については未だ充分の調査を経て

ゐないが、いづれ機を得次第これを行ふつもりである。

二、九月五日午後少暇を利用して福枝Bの小川中を發掘したのに偶然にも第四圖に示す如き文字瓦を得た。これは圖版第二圖六に擧げたものと同文であるが房子の中央のもの、代りに「栗」の字を入れたものである。「六」は上から壓へられた結果文字を失つたのであらう。「栗」字については文獻の項の終りに説明した如く栗栖野の略であるから、これに依つてこの瓦窯址が栗栖野瓦屋の遺跡なることを實物の上からも斷定を下し得るものである。斯くの如く遺跡・遺物・文獻の三者の間に全く一致點を見出し得たことは、かゝる瓦窯址の考古學的研究に於いては頗る興味深いものがある。

(昭和五・九・九稿)